

第10回千葉海区漁業調整委員会 会議次第

期日：令和8年4月24日（金）

午後3時30分から

場所：千葉県教育会館203会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選出

4 議 題

(1) うみがめの採捕に係る委員会指示について

(2) その他

5 そ の 他

6 事務局連絡事項

7 閉 会

第 1 号議案

うみがめの採捕に係る委員会指示について

このことについて、別添（案）のとおり指示することについて審議
されたい。

令和 8 年 4 月 2 4 日

会 長 石 井 春 人

うみがめの採捕に係る委員会指示(案)

千葉海区漁業調整委員会指示第____号

千葉県海面におけるうみがめの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和8年 月 日

千葉海区漁業調整委員会
会長 石井 春人

1 採捕の制限

千葉県海面においては、うみがめ(あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまいをい、これらの卵及び遺骸を含む。以下同じ。)を採捕してはならない。ただし、2に掲げる者であって、千葉海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)がうみがめの採捕の承認(以下「承認」という。)を行ったものについては、この限りでない。

2 承認の対象

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者
- (3) その他委員会が特に認めた者

3 承認の条件

委員会は、承認をするに当たり次に掲げる条件を付けることがある。

- (1) 承認を受けた者は、採捕したうみがめ(標本及び剥製を含む。)を販売してはならない。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

4 承認証の携帯

承認を受けた者は、うみがめを採捕しようとする場合には、委員会が交付した当該承認に係る承認証を自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯させなければならない。

5 承認の取消し

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認に関する事務の取扱いについては、委員会が別に定める。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までとする。

うみがめ採捕承認事務取扱要領（案）

令和8年 月 日付け千葉海区漁業調整委員会指示第__号によるうみがめ採捕の委員会指示に関する承認事務の取扱いについては、次のとおりとする。

（承認対象者の基準）

- 1 委員会指示2の(1)及び(2)に該当する者の基準は次のとおりとする。
 - (1) 公的試験研究機関（博物館法第11条又は第31条の規定により登録又は指定された博物館等を含む。）であって、委員会指示の目的に即した試験研究を行い、又はそれに適した施設及び人材を有する機関
 - (2) (1)以外であって、(1)の機関の指導の下に申請を行った者

（承認の条件）

- 2 次表の1及び2に区分する申請があった場合には、承認に際し、委員会指示3の(1)に記した条件のほか、それぞれ表中右欄の条件を付すものとする。

	申請者	申請内容	条件
1	要領1に規定する者のうち	うみがめの採捕	(1) 採捕にあたっては、採捕責任者以外の者が採捕を行ってはならない。
	本表2に規定する者以外の者	卵の移設	上記(1)のほか (2) 採捕については卵の移設目的の場合に限る。
2	千葉県農林水産部水産局の機関及び千葉県内の市町村農林水産・環境部局の機関	卵の移設	上記(2)のほか (3) 採捕にあたっては、採捕責任者が現場指導を行わなければならない。

（承認の申請）

- 3 承認の申請をしようとする者は、うみがめ採捕承認申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、水産事務所を経由し、千葉海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。
 - (1) 申請理由書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 漁船原簿謄本。用船する場合は、船舶使用承諾書
 - (4) 採捕漁具図
 - (5) その他委員会が必要と認める書類

(承認証の交付)

- 4 委員会が承認した場合、水産事務所を経由のうえ承認証（別記第 2 号様式）を申請者に交付する。

(承認証の書換交付)

- 5 承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに書換交付申請書（別記第 3 号様式）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 6 承認を受けた者は、承認証を亡失又はき損したときは、速やかに再交付申請書（別記第 4 号様式）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

(採捕報告書の提出)

- 7 承認を受けた者は、採捕承認期間終了後、速やかに採捕報告書（別記第 5 号様式）を委員会に提出しなければならない。

(承認証の返納)

- 8 承認を受けた者は、採捕承認期間終了後、速やかに承認証を委員会に返納しなければならない。

(別記第1号様式)

うみがめ採捕承認申請書

令和 年 月 日

千葉海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名

下記によりうみがめ採捕の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 採 捕 区 域

2 採捕しようとする種類及び数量

3 採 捕 期 間

4 使用漁具及び漁法

5 採捕責任者の住所氏名

6 使 用 船 舶

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 船 名 | 丸 |
| (2) 漁船登録番号 | — |
| (3) 総 ト ン 数 | トン |
| (4) 推進機関の種類及び馬力数 | 馬力 (キロワット) |

(別記第2号様式)

千かめ第 号

うみがめ採捕承認証

住 所

氏 名

1 採 捕 区 域

2 採捕する種類及び数量

3 採 捕 期 間

4 使用漁具及び漁法

5 採捕責任者の住所及び氏名

6 使 用 船 舶

(1) 船 名

丸

(2) 漁船登録番号

—

(3) 総 ト ン 数

トン

(4) 推進機関の種類及び馬力数

馬力 (キロワット)

7 条 件

令和 年 月 日

千葉海区漁業調整委員会

会 長

(別記第3号様式)

うみがめ採捕承認証書換交付申請書

令和 年 月 日

千葉海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名

下記によりうみがめ採捕承認証の書換交付を受けたいので、申請します。

記

1 承認番号 千かめ第 号

2 承認年月日 令和 年 月 日

3 変更事項

変 更 前	変 更 後

4 変更理由

(別記第4号様式)

うみがめ採捕承認証再交付申請書

令和 年 月 日

千葉海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名

下記によりうみがめ採捕承認証の再交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 承認番号 千かめ第 号

- 2 承認年月日 令和 年 月 日

- 3 船 名 丸

- 4 亡失(き損)理由

(別記第5号様式)

うみがめ採捕報告書

令和 年 月 日

千葉海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名

うみがめの採捕実績を下記のとおり報告します。

記

採捕年月日	種 類	数 量	用 途

うみがめ採捕承認の概要 (令和6年度及び令和7年度)

(令和6年度採捕承認 26件)

(令和7年度採捕承認 27件)

承認番号	採捕対象機関	採捕結果概要	承認番号	採捕対象機関	採捕結果概要
1	銚子水産事務所	採捕実績なし	1	銚子水産事務所	採捕実績なし
2	館山水産事務所	採捕実績なし	2	館山水産事務所	採捕実績なし
3	勝浦水産事務所	採捕実績なし	3	勝浦水産事務所	採捕実績なし
4	銚子市	採捕実績なし	4	銚子市	採捕実績なし
5	旭市	採捕実績なし	5	旭市	卵移設 約50個
6	匝瑳市	採捕実績なし	6	匝瑳市	採捕実績なし
7	横芝光町	採捕実績なし	7	横芝光町	採捕実績なし
8	山武市	採捕実績なし	8	山武市	採捕実績なし
9	九十九里町	採捕実績なし	9	九十九里町	採捕実績なし
10	大網白里市	採捕実績なし	10	大網白里市	採捕実績なし
11	白子町	卵移設 304個	11	白子町	卵移設 240個
12	長生村	採捕実績なし	12	長生村	採捕実績なし
13	一宮町	採捕実績なし	13	一宮町	採捕実績なし
14	いすみ市	採捕実績なし	14	いすみ市	採捕実績なし
15	御宿町	卵移設 275個	15	御宿町	卵移設 138個
16	勝浦市	採捕実績なし	16	勝浦市	採捕実績なし
17	鴨川市	採捕実績なし	17	鴨川市	採捕実績なし
18	南房総市	採捕実績なし	18	南房総市	採捕実績なし
19	館山市	採捕実績なし	19	館山市	採捕実績なし
20	富津市	採捕実績なし	20	富津市	採捕実績なし
21	鴨川シーワールド水族館(うみがめ個体)	アカシガメ 1個体 (保護) アオシガメ 2個体 (保護) 不明 1個体 (保護)	21	鴨川シーワールド水族館(うみがめ個体)	アカシガメ 4個体 (保護) アオシガメ 3個体 (保護)
22	鴨川シーワールド水族館(卵・研究用)	卵保護 234個	22	鴨川シーワールド水族館(卵・研究用)	採捕実績なし
23	鴨川シーワールド水族館(卵の移設)	採捕実績なし	23	鴨川シーワールド水族館(卵の移設)	採捕実績なし
24	日本獣医生命科学大学	アカシガメ 7個体	24	国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産資源研究所	アカシガメ 28個体 (うち3個体保護) アオシガメ 25個体
25	国立中央博物館	採捕実績なし	25	国立中央博物館	未授精卵28個
26	国立研究開発法人 水産研究・教育機構水産資源研究所	アカシガメ 14個体 アオシガメ 34個体	26	国立大学法人京都大学大学院	アカシガメ 14個体 アオシガメ 18個体
			27	東京大学大気海洋研究所	採捕実績なし
	合計 死亡個体 生体の保護等 卵の移設等	55 4 813		合計 死亡個体 生体の保護等 卵の移設等	82 10 456

※令和7年度については令和8年2月末時点の実績